

竹原市デマンド交通実証運行事業の実施について（案）

令和3年5月24日から吉名及び仁賀地区において開始したデマンド交通実証運行事業について、実証運行の現状分析を踏まえ、次の「デマンド型乗合タクシー実証運行事業計画（案）」のとおり令和4年度も引き続き実施する。

竹原市デマンド型乗合タクシー実証運行事業計画（案）

1 目的

令和2年3月に策定した竹原市公共交通網形成計画の今後の取組の中で、「外出スタイルニーズに呼応した運行方法の見直し・調整」及び「公共交通空白地・不便地区への交通サービスの提供」に関わる取組の一つとして実施するものである。

令和3年度に実施した実証運行では、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言の影響により、利用客数が当初見込みより大幅に少なく、ニーズの把握や適正な運行ダイヤについて十分なデータの収集が行えなかったことから、令和4年度についてもデマンド型乗合タクシー実証運行を引き続き実施し、実証運行期間中の状況を調査・検証し、本格運行の可能性について検討していく。

2 対象地区・ルート

吉名及び仁賀地区の2地区を対象とし、検証する。

対象地区と市中心部とを結ぶルートとして、病院・スーパー・市役所等に所定の停留所を設け乗降する。（資料1）

(1) 吉名地区⇄市中心部

路線バスが市民のニーズに合致していないため、竹原市公共交通網形成計画で見直しの対象となっている。

(2) 仁賀地区⇄市中心部

地区内の住民が利用可能な路線バスが限られており、大半が公共交通不便地区となっている。

3 実証運行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

福祉バスのルートについては、引き続きルートの休止及び実証運行を実施する（議案2）。

4 運行事業者

道路運送法第4条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を得ている者、若しくは道路運送法第21条第2項に定める国土交通大臣の許可を取得する見込みがある者で、かつ、乗務員の確保が確実であること。

吉名地区：有限会社 吉名交通

仁賀地区：株式会社 安全タクシー

5 使用車両

タクシー事業者が所有する車両を使用（原則10人乗りジャンボタクシーで対応）

6 運行の手法

- (1) 事前登録を行った利用者が事前に予約し、運行する事前予約制乗合タクシーで、自宅または利用登録時指定場所から共通乗降場までの往復（途中乗り降りにはできない）とする。
- (2) 登録できる方は、原則吉名地区、仁賀地区に在住の方（地区外の方でも登録は可能）とする。ただし、発着場所については各地区内とする。
- (3) 運行日及び便数は以下のとおりとする。
吉名地区：週2回（火・土曜日），1日2往復
仁賀地区：週2回（水・金曜日），1日1往復
- (4) 予約がない場合は運休とする。

7 運賃の種類及び額

運賃の種類	運賃の額
片道普通旅客運賃 （一人当たり）	吉名地区：大人運賃 300円，小児運賃 300円
	仁賀地区：大人運賃 500円，小児運賃 500円

運賃の適用方法

- (1) 大人運賃を適用する保護者が同伴する未就学児については無賃とする。
- (2) 身体障害者・知的障害者に対する割引については次のとおりとする。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者若しくは都道府県知事（政令指定都市にあっては市長）の発行する知的障害者の療育手帳の交付を受けている者が、その手帳を呈示したとき及びその介護人が介護のために乗車するときに適用する。
 - イ 割引額は1割とする。

8 運行時刻又は運行時間帯

資料1のとおり

9 予約受付時間等

- (1) デマンド型乗合タクシーの予約は、口頭、電話またはファクシミリにより受け付けるものとする。
- (2) 予約は、各便の前日18時までに受け付けるものとする。また、予約受付時間は原則として9時から18時までとする。

【参考】議決の根拠法令

道路運送法第5条及び第9条第4項

- ・道路運送法に基づく協議及び議決
（議決が必要な項目）デマンド型乗合タクシー実証運行について：営業区域，系統及び運送区間，運行時間帯，運賃等（資料1）
- ・地域公共交通会議の合意後，運行事業者に対し，協議が調っていることの証明書を交付し，運輸局へ各種申請を行う（資料2）。

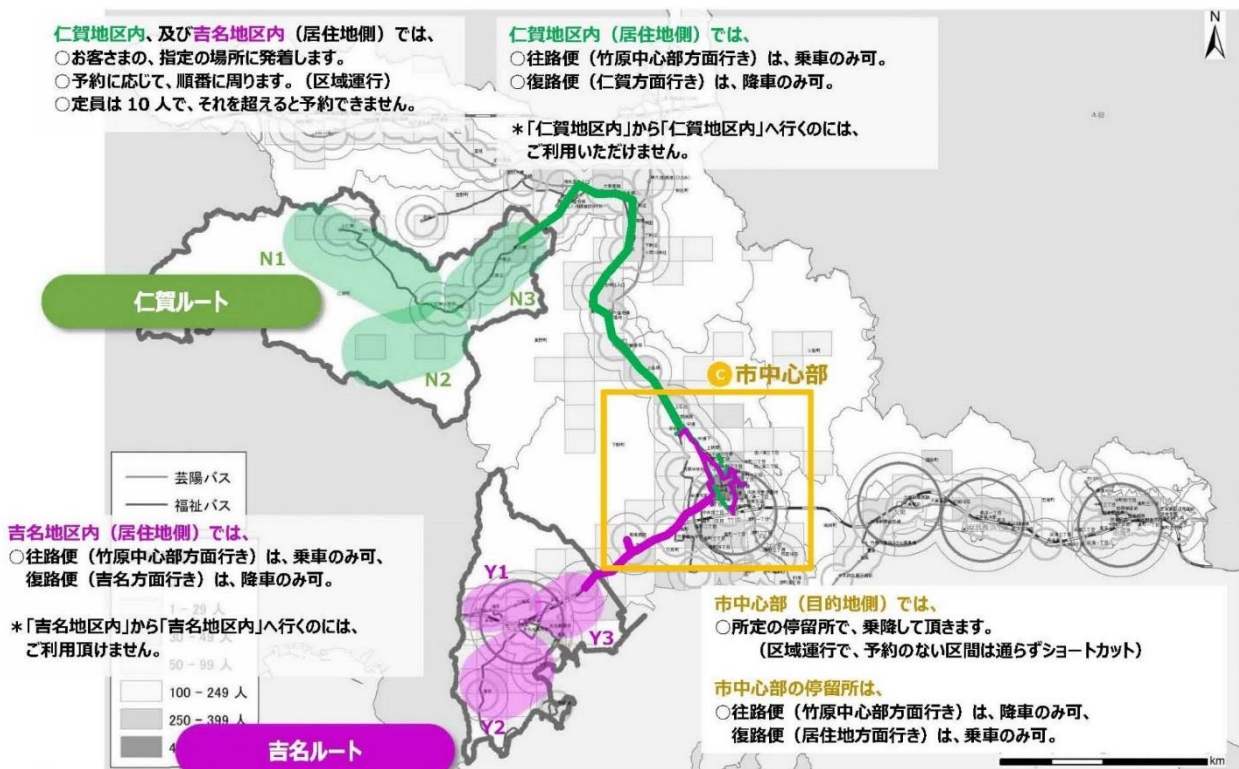
道路運送法第21条許可

一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は，次に掲げる場合に限り，乗合旅客の運送をすることができる。

- 一 災害の場合その他緊急を要するとき。
- 二 一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行うとき。

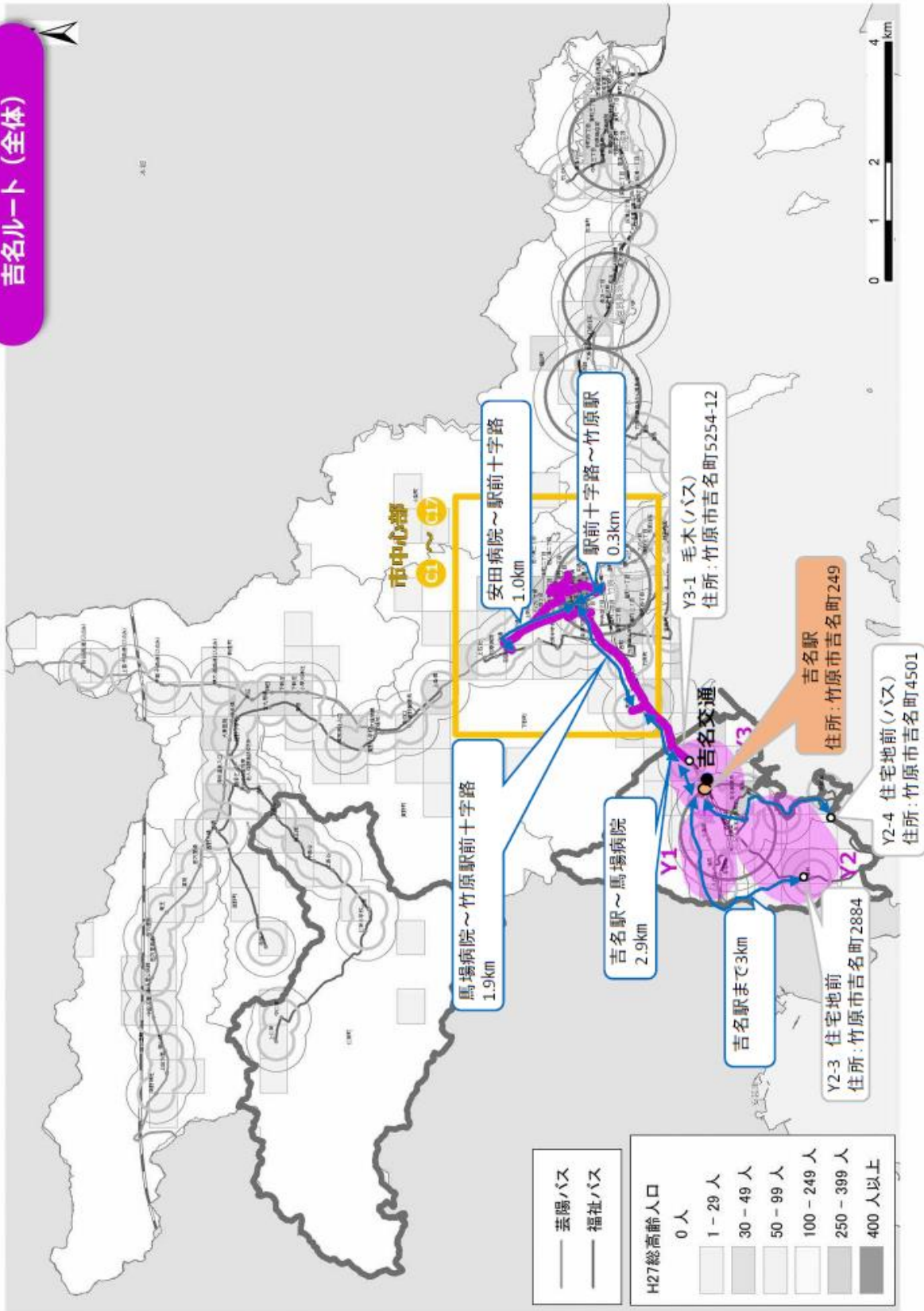
(別紙：運送の区域) 運行ルート <下図の吉名ルート>

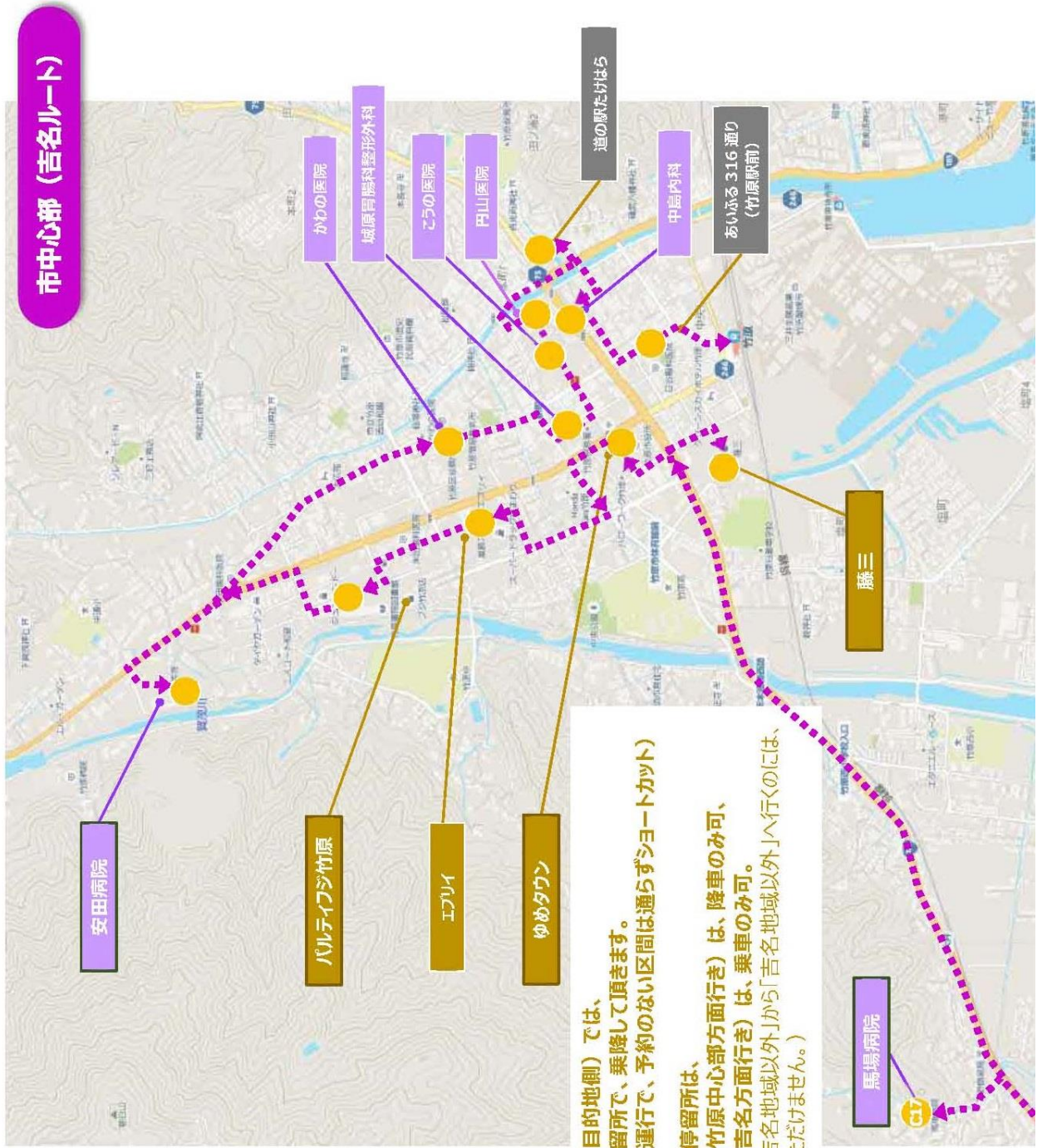
広島県竹原市吉名町（毛木，郷，浦尻，久保城，曾井，平方，港，水場，東条，西条区等）～竹原市竹原中央（藤三～ゆめタウン竹原店～エブレイ竹原店～フジ竹原店～安田病院～かわの医院～城原胃腸科整形外科～このの医院～円山医院～道の駅たけはら～中島クリニック～竹原駅～あいふる316通り～馬場病院）



「仁賀地区以外」から「仁賀地区以外」へ行く場合、または、「吉名地区以外」から「吉名地区以外」へ行く場合には、ご利用いただけません。
それらの区間の移動には、一般のタクシーや、路線バスをご利用いただくこととなります。

吉名ルート (全体)





市中心部（目的地側）では、
 ○所定の停留所で、乗降して頂きます。
 （区域運行で、予約のない区間は通らずショートカット）

市中心部の停留所は、
 ○往路便（竹原中心部方面行き）は、降車のみ可、
 復路便（吉名方面行き）は、乗車のみ可。
 （つまり、「吉名地域以外」から「吉名地域以外」へ行くのには、
 ご利用いただけません。）

(別紙：発地の発車時刻・運行間隔時間等) **運行予定ダイヤ<吉名ルート>**

■運行日：週2日（火曜日、土曜日）

■運行便数：1日4便（往路2便 復路2便）

* 往路便発地：竹原市吉名町

* 復路便発地：竹原市竹原中央

■運行ダイヤ：下記の通り

○吉名ルート

往路便（市中心部行き） 9：00発、13：15発

復路便（吉名方面） 11：45発、15：15発

（参考）

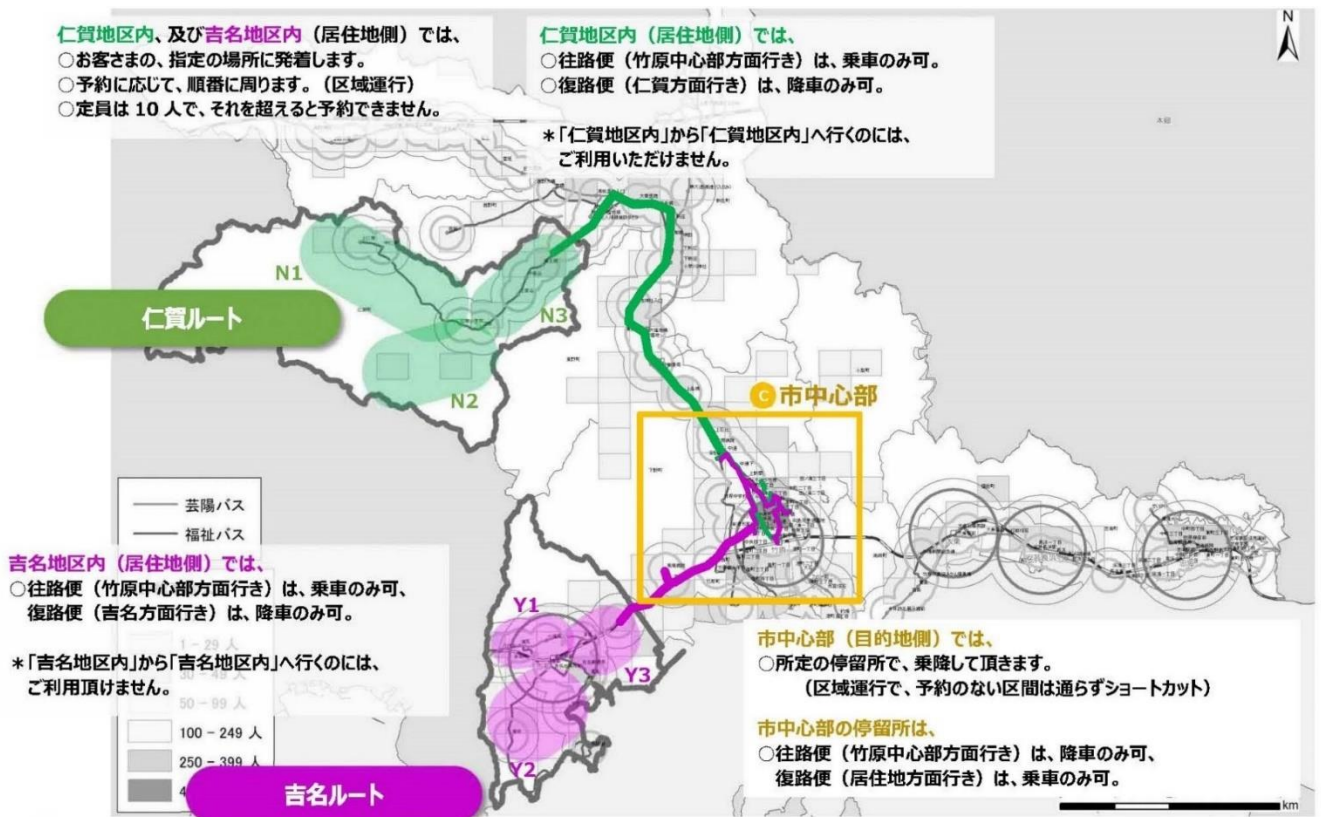
吉名ルート運行ダイヤ

便		区間		時刻		所要時間（分）		
往路便	復路便			時	分	実車	回送	備考
							15	（営業所発・現地で待機）
市中心部行き 1便		吉名内 始点	発	9	0			
		市中心部 終点	着	10	30	90		* 最大所要時間（左記未満と想定） （乗務員休憩 75分）
吉名方面行き 1便		市中心部 始点	発	11	45			
		吉名内 終点	着	13	15	90		* 最大所要時間（左記未満と想定）
市中心部行き 2便		吉名内 始点	発	13	15			
		市中心部 終点	着	14	45	90		* 最大所要時間（左記未満と想定） （乗務員休憩 30分）
吉名方面行き 2便		市中心部 始点	発	15	15			
		吉名内 終点	着	16	45	90		* 最大所要時間（左記未満と想定）
								（帰社）

上記は Max の所要時間で概算しており、予約人数や同行人数、同一の場所へ行く人の有無等の状況で、現実的には、上記よりも短い時間となるケースが多いものと想定されます。

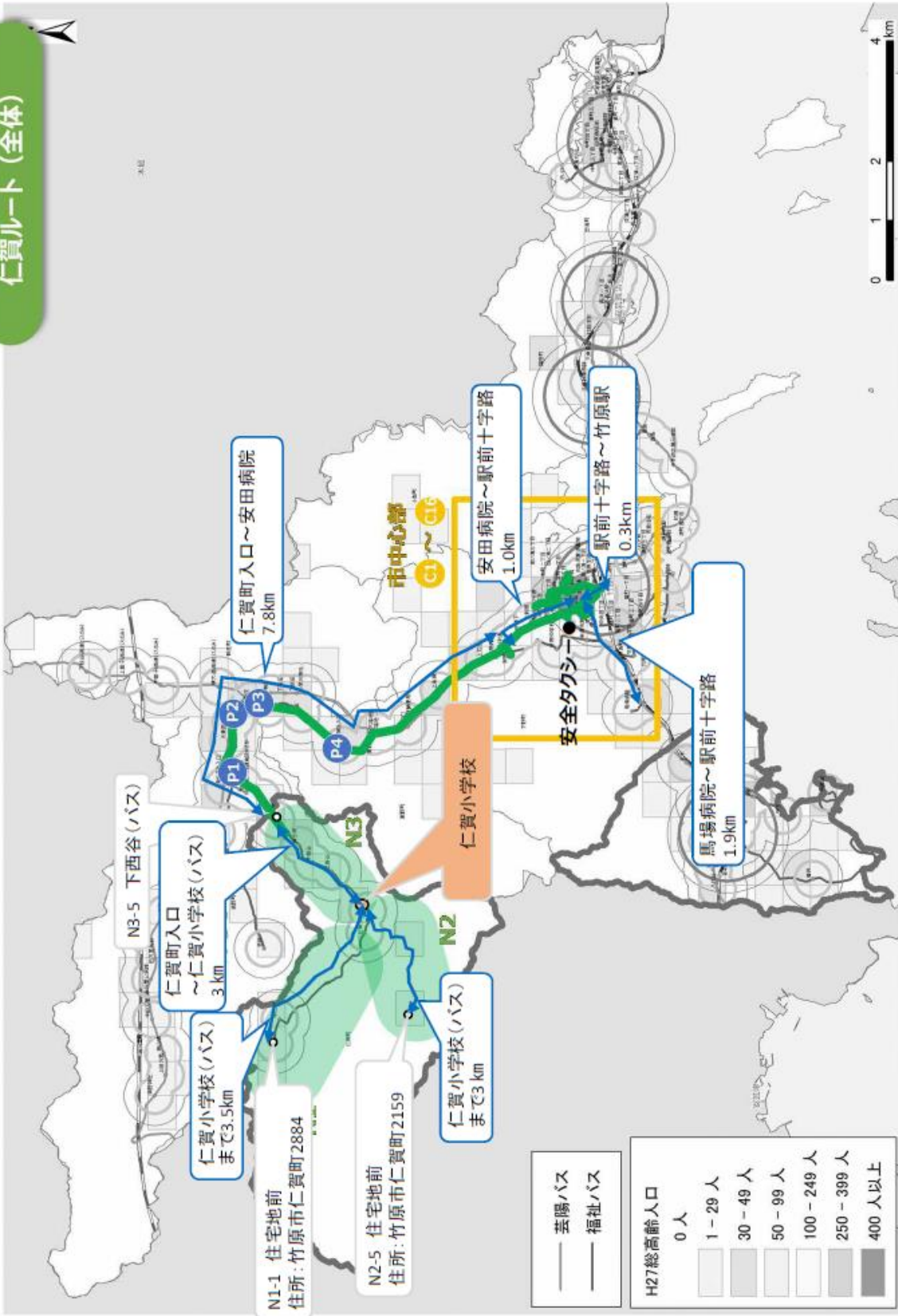
(別紙：運送の区域) 運行ルート <下図の仁賀ルート>

広島県竹原市仁賀町（西谷，有屋谷，戸石，大石，仁賀区等）～竹原市竹原中央（藤三～ゆめタウン竹原店～エブリー竹原店～フジ竹原店～安田病院～かわの医院～城原胃腸科整形外科～このの医院～円山医院～道の駅たけはら～中島クリニック～竹原駅～あいふる316通り）

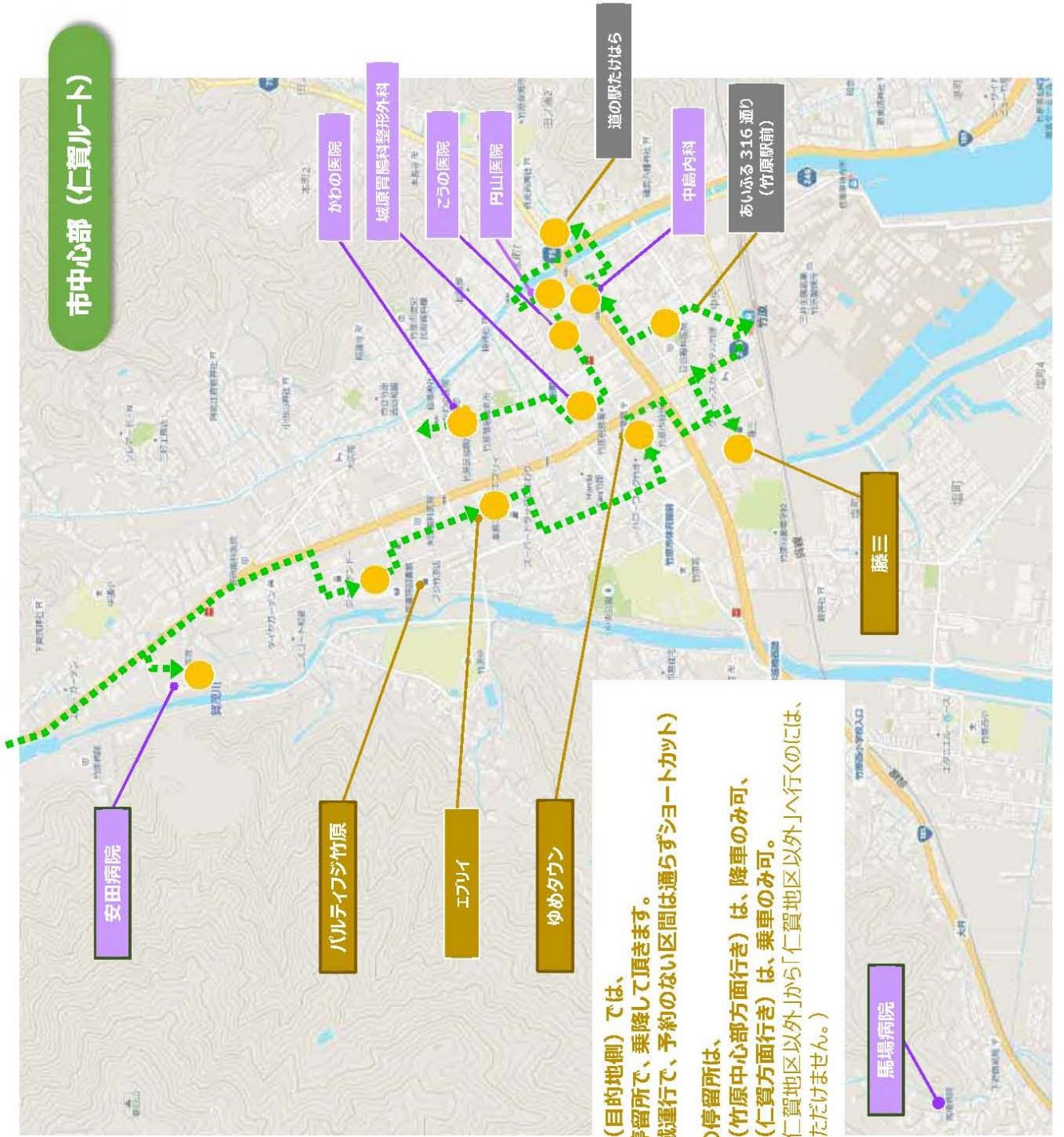


「仁賀地区以外」から「仁賀地区以外」へ行く場合、または、「吉名地区以外」から「吉名地区以外」へ行く場合には、ご利用いただけません。それらの区間の移動には、一般のタクシーや、路線バスをご利用いただくこととなります。

仁賀ルート (全体)



市中心部（仁賀ルート）



市中心部（目的地側）では、
 ○所定の停留所で、乗降して頂きます。
 （区域運行で、予約のない区間は通らずショートカット）

市中心部の停留所は、
 ○往路便（竹原中心部方面行き）は、降車のみ可、
 復路便（仁賀方面行き）は、乗車のみ可。
 （つまり、「仁賀地区以外」から「仁賀地区以外」へ行くのには、
 ご利用いただけません。）

(別紙：発地の発車時刻・運行間隔時間等) **運行予定ダイヤ<仁賀ルート>**

■運行日：週2日（水曜日、金曜日）

■運行便数：1日2便（往路1便 復路1便）

- * 往路便発地：竹原市仁賀町
- * 復路便発地：竹原市竹原中央

■運行ダイヤ：下記の通り

○仁賀ルート

往路便（市中心部行き） 8：30発

復路便（仁賀方面） 12：30発

（参考）

仁賀ルート運行ダイヤ

便		区間		時刻		所要時間（分）		
往路便	復路便			時	分	実車	回送	備考
							30	（営業所発・現地で待機）
市中心部行き 1便		仁賀内 始点	発	8	30			
		市中心部 終点	着	10	0	90		* 最大所要時間（左記未満と想定）
								（乗務員休憩 150分）
仁賀方面行き 1便		市中心部 始点	発	12	30			
		仁賀内 終点	着	14	0	90		* 最大所要時間（左記未満と想定）
							30	（帰社）

上記は Max の所要時間で概算しており、予約人数や同行人数、同一の場所へ行く人の有無等の状況で、現実的には、上記よりも短い時間となるケースが多いものと想定されます。

道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条第 2 項に掲げる
協議が調っていることの証明書

令和 4 年 1 月 20 日付け令和 3 年度第 3 回竹原市地域公共交通会議において、下記事項
に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線又は営業区域
吉名地区, 仁賀地区
2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間
竹原市吉名町～竹原市竹原中央
竹原市仁賀町～竹原市竹原中央（別紙：運行区域図のとおり）

3. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

運賃の種類	運賃の額
協議運賃 (一人当たり)	吉名地区：大人運賃 300円, 小児運賃 300円
	仁賀地区：大人運賃 500円, 小児運賃 500円

運賃の適用方法

- ①大人運賃を適用する保護者が同伴する未就学児については無賃とする。
- ②大人運賃及び小児運賃に対する割引の種類及び適用方法は以下の通り。
身体障害者・知的障害者に対する割引→1割引
身体障害者手帳の交付を受けている者若しくは知的障害者の療育手帳の交
付を受けている者が、その手帳を呈示したとき及びその介護人が介護のため
に乗車するときに適用。

4. 適用する期間又は区間その他の条件を付する場合には、その条件
令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

令和 4 年 月 日

竹原市地域公共交通会議

会長 伊 藤 雅 印